

藤沢市空家等対策計画（素案）について

藤沢市空家等対策計画につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するものです。

令和 2 年 6 月より、庁内組織の「空き家対策連絡調整会議」、関係各課によるワーキンググループ、学識経験者等で構成する「空家等対策協議会」において、これまでの空家対策の中で現れてきた様々な課題について、また、既存施策の見直しや新たな施策などについて検討を重ねてまいりました。

このたび、「藤沢市空家等対策計画（素案）」を取りまとめましたので報告いたします。

今後につきましては、パブリックコメントの実施、空き家対策連絡調整会議及び空家等対策協議会を引き続き開催し、最終調整を行った後、令和 3 年 3 月末に「藤沢市空家等対策計画」を策定いたします。

1 藤沢市空家等対策計画策定の背景と目的

平成 27 年 5 月に「空家特措法」が全面施行され、本市においては、迅速に空家対策を進めるため、庁内プロジェクトを設置し、同年 10 月に「空き家の適正管理に関するガイドライン」を制定するとともに、平成 28 年 3 月に「空き家対策基本方針」を策定し、空家の適正管理と利活用の両面から取組を進めてまいりました。

また、「藤沢市住宅マスタープラン」の重点施策の 1 つに「空き家の適正管理の促進と利活用の推進」を位置付けておりますが、これらの取組に加え、空家が発生しないような取組をも進めることが重要となっております。

このため、空家に対する総合的かつ計画的な取組への考え方を整理し、実施主体や施策内容が見える化した「藤沢市空家等対策計画」を策定し、これに基づき、市民をはじめ様々な関係機関、関係団体、民間事業者等と連携・協働し、空家対策を推進してまいります。

2 これまでの取組

(1) 空き家対策連絡調整会議

- ・調整会議の開催：3 回（6 月、8 月、10 月）
- ・調整会議の構成：13 部局 15 課（室）

（総務部行政総務課、企画政策部企画政策課、財務部税制課、防災安全部防災政策課、市民自治部市民自治推進課、生涯学習部生涯学習総務課、福祉健康部福祉健康総務課・地域包括ケアシステム推進室、子ども青少年部子育て企画課、環境部環境総務課、経済部産業労働課、道路河川部道路河川総務課、消防局消防総務課、計画建築部建設総務課・住宅政策課）

(2) ワーキンググループ

- ・WGの開催：5回（7月に2回、8月、9月、10月）
- ・WGの構成：11部局16課（室）
（企画政策部企画政策課、財務部納税課・資産税課、防災安全部危機管理課・防犯交通安全課、市民自治部市民自治推進課、福祉健康部地域包括ケアシステム推進室、子ども青少年部子育て企画課、環境部環境総務課・環境保全課、経済部産業労働課、道路河川部道路管理課、消防局南消防署管理課・北消防署管理課、計画建築部建築指導課・住宅政策課）

(3) 藤沢市空家等対策協議会

- ・協議会の開催：2回（8月、10月）
- ・協議会の構成：15名
（学識経験者、不動産団体の代表、建築士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、市民委員、市民活動関係者、行政職員）

(4) 13地区郷土づくり推進会議等との意見交換（9～12月）

- ・郷土づくり推進会議や各地域団体等との意見交換を実施中。

3 藤沢市空家等対策計画（素案）について

別添 資料2 藤沢市空家等対策計画（素案）のとおり

4 今後の取組

- ・パブリックコメント（11月末から12月末実施予定）
- ・第4回空き家対策連絡調整会議（1月開催予定）
- ・第3回藤沢市空家等対策協議会（1月開催予定）
- ・藤沢市空家等対策計画の策定（3月末策定予定）

以 上

（事務担当 計画建築部 住宅政策課）